

玉島地区家庭ごみ収集運搬業務にかかる総合評価一般競争入札要求水準

基礎点項目	要求水準
<p>車両確保についての考え方 (車検・修繕時の予備車を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に使用する車両，機材については自己負担により用意する</li> <li>・3tパッカー車 6.7台</li> <li>・3tリフト車 0.6台</li> <li>・予備車 1台</li> <li>・任意保険 対人1億円+対物1千万円+搭乗者500万円</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車種，車両番号，規格等を記載した車両台帳を一般廃棄物対策課へ提出すること</li> <li>・車両台帳を本業務以外の目的で使用する場合には一般廃棄物対策課の承認を得ること</li> </ul>
<p>車体色</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の架装の両側面，後方に「ごみ収集運搬車両の表示等指示書」とおり表示する</li> <li>■ごみ収集運搬車両の表示等指示書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集車両 <ul style="list-style-type: none"> <li>車体の色 : ブルー系統</li> <li>文字 : 倉敷市家庭ごみ収集運搬業務委託 第●●号 特定共同企業体名 or 協同組合名</li> <li>大きさ : 倉敷市家庭ごみ収集運搬業務委託 第●●号 は 「8cm×8cm」 特定共同企業体名 or 協同組合名 は 「8cm×8cm」以上</li> <li>文字の色 : ブルー系統の下地を考慮の上，はっきりした色</li> <li>表示方法 : ペイントまたはシール</li> <li>位置 : 架装部分の横（左右中央付近），後部の計3箇所</li> </ul> </li> <li>・予備車 <ul style="list-style-type: none"> <li>上記「収集車両」と同様</li> </ul> </li> <li>・臨時車両 <ul style="list-style-type: none"> <li>車体文字を必ず明示（マグネット式）</li> <li>臨時車両を使用する場合は，一般廃棄物対策課の承認を得ること</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・車体及び車体文字の塗装は，事前に一般廃棄物対策課と協議し，承認を得ること</li> </ul>
<p>車両</p> <p>車種・規格・各台数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3tパッカー車 6.7台</li> <li>・3tリフト車 0.6台</li> <li>・予備車 1台</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する車両は「ごみ収集運搬車規格指示書」に従い用意する。</li> <li>■ごみ収集運搬車規格指示書 <ul style="list-style-type: none"> <li>車両種類：低床リフト付きトラック，ダンプ式トラック， 塵芥収集車，プレス式塵芥収集車</li> <li>シャーシ：①道路運送車両の保安基準等法令に適合 ②補助制動装置として排気ブレーキを使用</li> <li>架 装：別紙3「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱の3-1「機械式 ごみ収集車の構造等に関する安全指導基準」及び（財）日本 自動車車体工業会統一安全基準に適合</li> <li>付帯設備及び付属品： <ul style="list-style-type: none"> <li>①使用する冷媒ガスは代替フロンを使用</li> <li>②消火器を備える</li> <li>③ナンバープレートフレームを車両の前後に設置する</li> <li>④トラックは飛散防止のため，荷台に飛散防止ネットを備え付ける</li> </ul> </li> <li>塗装文字： 「ごみ収集運搬車両の表示等指示書」に基づく 作業中，テールゲートを上昇させた状態でも見える位置に表示</li> </ul> </li> </ul>
<p>定期自主点検等の取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年次点検 1年を超えない期間ごとに1回自主点検を実施</li> <li>・月例点検 1月を超えない期間ごとに1回の自主点検を実施</li> <li>・一般修理 随時，補修</li> <li>・年次及び月例点検の記録の保存 3年間</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業開始前点検を行う</li> <li>※ハンドル，ブレーキ，方向指示器，ハザード，警笛，ランプ，空気圧，消火器等 回転板，緊急停止装置，テールゲートの落下防止棒，水抜栓等の確認 応急治療薬は有効期限内か</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全作業の実施と車両の異常発生を防止するため，暖気運転をする</li> </ul>

基礎点項目	要求水準
人員確保についての考え方 (従事者の休暇・欠勤補充する 場合を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務は原則、午前8時30分から収集を開始し、午後4時30分までに施設への搬入を完了する            (時期や曜日により収集するごみ量が違い、終了時刻に差が生じるが、その日のうちに収集を完了させなければならない。            &lt;参考&gt; 月曜日・火曜日の収集量 &gt; 木曜日・金曜日の収集量            年末年始の収集量 &gt; ゴールデンウィークの収集量 &gt; 通常時の収集量</li> <li>・時間内に収集完了するため、円滑に作業出発できるよう配車計画を行う            そのため勤務者の把握を早急に行う。当日急な欠勤をしないよう周知・徹底する区域、従事者ペアを偏らせない(どこでも誰とでも担当できる職員育成)</li> </ul>
従事者 配置運転者・補助者数と 雇用形態について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の稼働日は、特別作業日を除き、土曜、日曜、年末年始を除く全日とする</li> <li>・業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない</li> <li>・円滑な業務執行が可能な従事者を確保し、従業員名簿を一般廃棄物対策課へ提出する</li> <li>・従事者 15.1人</li> <li>・ごみの収集運搬は原則、複数名にて実施する</li> </ul>
労働基準法・労働安全衛生法・関係法令(労災等)遵守の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労基法,労安法その他関連法令に基づき、従業員に安全,衛生対策,福利厚生,研修等を実施</li> <li>・労働災害等の事故発生時は、罹災者の救護、関係機関へ届出、市と協議</li> </ul>
フォークリフト運転作業者の 確保についての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・祝祭日にびん・蛍光管等を資源選別所へ搬入する際には、事前にフォークリフトの借用願を提出            ※フォークリフト作業者は労働安全衛生法に定める運転技能講習を受講していること            受講者不在の場合は、手降ろし作業すること</li> </ul>
従事者の被服等(制服・安全靴・帽子等)の支給・着用の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被服費(委託経費設計において計上している)            (夏作業着,冬作業着,防寒着,雨合羽,靴,帽子            ゴム手袋,軍手,長靴,石鹼,タオル等)</li> <li>・公務であることを認識し、市民の信頼を損なわないよう、清潔な身だしなみを保ち、品位を損なわない服装で従事すること</li> </ul>

基礎点項目	要求水準						
事務所配置予定人員 と 雇用形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の稼働日は、特別作業日を除き、土曜、日曜、年末年始を除く全日とする</li> <li>・取り残し（収集忘れ）ごみのスムーズな対応のため、17時まで待機する。</li> <li>・現場責任者 1人</li> <li>・事務員 1人</li> <li>・臨時職員 1人</li> </ul>						
事務所 （住所・面積・電話回線数・ 使用権限）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所 90.5㎡ 1人当たりの占有面積5㎡と設定</li> <li>・電話 1つの代表電話番号で3回線以上備えていること (3件以上の同時着信に対応できる電話機であること)</li> <li>・速やかに臨機応変な措置が講じられるよう、従事者と事務所との連絡体制を整える</li> <li>・連絡体制の確保（現場責任者→センター→ごみステーション管理者→センター→現場責任者）</li> <li>・ごみステーション番号、処理状況などの詳細を報告</li> <li>・現場責任者は報告を受けた内容を環境センターへ連絡し、指示を受ける</li> <li>・ごみステーション管理者へ連絡、調整した後、現場責任者へ指示を行う</li> </ul>						
駐車場予定 （住所・面積・ 使用権限）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車庫 249㎡ 1台当たりの占有面積30㎡と設定（洗車場面積を含む）             <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">3tパッカー車</td> <td style="padding-left: 10px;">6.7台</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">3tリフト車</td> <td style="padding-left: 10px;">0.6台</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">予備車</td> <td style="padding-left: 10px;">1台</td> </tr> </table> </li> </ul>	3tパッカー車	6.7台	3tリフト車	0.6台	予備車	1台
3tパッカー車	6.7台						
3tリフト車	0.6台						
予備車	1台						
洗車場予定 （住所・面積・ 構造（汚水流出防止） ・使用権限）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常に車両の清潔を保持する 毎作業終了後に環境と衛生を保持するため洗車 汚水の下水処理等、流出を防止する策を講じること</li> </ul>						

基礎点項目	要求水準
品位の保持・市民接遇に係る 研修・実践の取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の公務であることを十分認識し、作業すること</li> <li>  ※業務の公共性を認識し、品位の保持（服装・言葉づかい・態度等）に努める</li> <li>  挨拶、対応は丁寧かつ明朗、快活です</li> <li>  走行中はムダ・ムリ・ムラの無い安全、経済的運転に努める</li> <li>  走行中の携帯電話の使用、くわえタバコ、飲食は慎む</li> <li>  作業中は市民と最も密接であり、快活かつ迅速、確実に作業する</li> <li>  作業中の私語談笑を慎む</li> </ul>
研修等 作業安全教育・交通安全教育 に係る取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法、労働安全衛生法及びその他関係法令（道路交通法など）により、安全及び衛生の対策、福利厚生並びに研修について実施する</li> <li>・業務に使用する車両は「機械式ごみ収集運搬車に係る安全管理要綱」に従う</li> <li>・労働災害防止のため、以下の安全作業マニュアルを作成し、周知徹底させる</li> <li>  &lt;標準的作業方法&gt;を周知徹底すること</li> <li>  (1) 作業開始前点検を行うこと</li> <li>  (2) 移動中はPTOスイッチを切ること</li> <li>  (3) 移動中はホーパ内には身体を入れないこと</li> <li>  (4) テールゲートの上昇・下降中は近寄らないこと</li> <li>  (5) 上昇したテールゲートの下には入るときは、安全棒等を使用すること</li> <li>  (6) テールゲートの上昇中は、インターロック装置を使用すること</li> <li>  (7) 車両を車輪止めに打ち当てた衝撃を利用してごみを排出しないこと</li> <li>・安全教育の実施</li> <li>  (1)新規就業者または収集運搬車両変更等の際は以下の安全教育の実施</li> <li>    イ. ごみ収集運搬車の構造</li> <li>    ロ. 上記の安全作業マニュアル</li> <li>    ハ. ごみ収集運搬車の点検方法</li> <li>    ニ. 積み込み作業（連続作動方式）による安全作業</li> <li>  (2)事業者は作業を指導及び監督する者に対して、「清掃業における職長等教育に準じた教育」を実施する</li> <li>・道路交通法を遵守し、安全優先。公務であることを認識し、模範となるよう努める</li> <li>・ごみステーションは生活道路に面しているため、同乗者と連携し予防運転に努める</li> <li>・車の視認性の悪さを念頭に、運転者、補助者は相互に連携し安全確認する</li> <li>・積み込み作業ごとにゲートのふたを閉め、開けたままでの走行は不可。</li> <li>・運転者と同乗者は相互に連携し、安全確認を行う。</li> </ul>
ごみ分別・排出方法に係る 研修の取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法など関係法令を遵守するとともにごみ処理要領に従わなければならない。</li> <li>・「家庭ごみの分別区分と正しい出し方」により正しく出されているもののみ収集する</li> <li>・不適正な排出ごみがあった場合は違反シールの貼付を行う</li> </ul>